

国民健康保険・後期高齢者医療保険のお知らせ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

第7期納期限 1月31日(水)

最寄りの金融機関【南都銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局】やコンビニエンスストア、スマートフォンアプリ等で納付してください。

口座振替の場合は、納期限の前日までに納税額・保険料に見合う金額の準備をお願いします。

閻町民税務課 保険担当
NTT…Tel(32)3081 IP直通…Tel(39)9063

国民健康保険税納付済通知書
発送のお知らせ

令和5年中(令和5年1月1日～12月31日)にお支払いいただいた国民健康保険税の納付済通知書を1月中旬にお送りしますので確定申告などにご使用ください。

納付済通知書の金額は普通徴収(個別納付や口座振替)の納付額です。特別徴収(年金からの天引き)の方は、公的年金の源泉徴収票に記載している額でご確認ください。

(12月末に納付し、役場での納付確認が1月になった場合は、翌年の通知書に合算されることがありますのでご了承ください。)

20歳になったら国民年金に加入することが義務づけられています

年金手帳

日本年金機構

国民年金は、老後やいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、自分が年をとったときや、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取る事ができる制度です。

閻町民税務課 年金担当
NTT…Tel(32)3081 IP直通…Tel(39)9063

将来の大きな支えになります

20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため、安定しています。年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金があります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のいる配偶者」や「子」)が受け取れます。

DX推進

町や税務署などが連携 DXで住民サービスの向上を



6団体を代表して宣言を行う吉野町商工会の福西正行会長(中央)(11月30日、上市のYOSHINO GATEWAYにて)

「吉野町」「吉野税務署」「公益社団法人吉野納税協会」「吉野納税貯蓄組合連合会」「吉野町商工会」「近畿税理士会吉野支部」の官民6団体が共催で、DX推進・住民サービス向上の街宣言式を行いました。これは、社会全体のデジタル化に目を向け、仕事の効率化と町民の利便性向上を目的にDX推進・デジタルデバйд対策を行い、住民サービスの向上について関係団体が連携・協力することを宣言するもので、年末調整手続きの電子化・簡素化への取り組みなどが行われます。

町では令和4年に制定した吉野町デジタル変革条例に基づきデジタル技術を積極的に導入し、秋には所得・課税証明書のコンビニ交付開始を予定しています。また、2月～3月の確定申告期間中には、町民税務課窓口にてスマホ申告の補助も行います。(スマホ・マイナンバーカード[暗証番号必要]・必要書類等をお持ちください。※混雑状況により待ち時間が発生することがあります。)

ご自宅からスマホで確定申告 試してみませんか

令和5年分 所得税および復興特別所得税・贈与税の**確定申告**は、**3月15日(金)**までです

スマホ申告
をおススメ
する理由

画面が見やすく操作
が簡単→スマホサイ
ズに合わせた画面で
“サササツ”と入力

証明書から金額な
どを入力するだけ
→計算誤りなしで
“バシッ”と正確

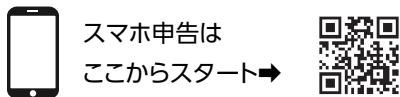
カメラで給与所得の源
泉徴収票を読み取れ
る→スマホでパシャリ
と“ラクラク”自動入力

青色申告決算書・収支内訳
書もスマホで作成→面倒な
減価償却も一度入力すれ
ば翌年から“サクッ”と計算

STEP

1 「国税庁ホームページ」へアクセス

- ▶ 税務署に行く手間と時間がかかりません
- ▶ 確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます



スマホ申告は
ここからスタート→

STEP

2 申告書を作成

- ▶ 画面の案内に沿って入力す
れば、税額などが自動計算
され、簡単に作成できます



STEP

3 国税庁ホームページからe-Taxで送信

e-Taxの送信方法は**2通り**

1

マイナンバーカード方式

注目

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード
読取対応のスマホ



全国で249万人が
自宅等からスマホで
申告しています

パソコンの場合、ICカードリーダーでも可

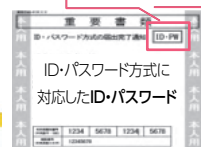
2

マイナンバーカードをお持ちでない方

ID・パスワード方式

ID・PWが目印

- ①ID(利用者識別番号)
- ②パスワード(暗証番号)



※マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応です

[ID・パスワード方式の届出完了通知]を確認

※申告書の控えと一緒に保管されている場合があります

印刷して郵送等で提出も可能です



吉野税務署で確定申告の相談等をご希望の方へ

- ▶ 確定申告会場の開設期間 2月16日(金)～3月15日(金)(土・日・祝日を除く)
- ▶ 相談受付時間 16時まで(混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。)
- ▶ 確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。(LINEでの事前発行が便利です。)
- ▶ スマートフォンを利用した申告書の作成を推進しています。ご自身の『スマートフォン』と『マイナンバーカード』、『マイナンバーカード取得時に設定した暗証番号(4桁・6桁以上)』をご持参ください。(取得している方のみ)

！ ご注意

「土地や建物等の譲渡所得」、「金地金などの総合譲渡」、「山林所得」、「贈与税」の相談は、上記開設期間中の**月・木・金曜日のみ**(2/29(木)は除く)